

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱（抜粋）</p> <p>第1条 略</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）相談指導事業 <u>令和8年3月2日付け健生衛発 0302 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく相談指導事業</p> <p>（2）情報化整備事業 <u>令和8年3月2日付け健生衛発 0302 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく情報化整備事業</p> <p>（3）後継者育成支援事業 <u>令和8年3月2日付け健生衛発 0302 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく後継者育成支援事業</p> <p>（4）健康・福祉対策推進等事業 <u>令和8年3月2日付け健生衛発 0302 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく健康・福祉対策推進等事業</p> <p>（5）消費者等コールセンター事業 <u>令和8年3月2日付け健生衛発 0302 第3号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく消費者等コールセンター事業</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第7条 略</p> <p>（1）～（12） 略</p> <p>（13） <u>補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>（14） 補助事業又は指導センターに関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p>	<p>高知県生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱（抜粋）</p> <p>第1条 略</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）相談指導事業 <u>令和7年3月3日付け健生衛発 0303 第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく相談指導事業</p> <p>（2）情報化整備事業 <u>令和7年3月3日付け健生衛発 0303 第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく情報化整備事業</p> <p>（3）後継者育成支援事業 <u>令和7年3月3日付け健生衛発 0303 第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく後継者育成支援事業</p> <p>（4）健康・福祉対策推進等事業 <u>令和7年3月3日付け健生衛発 0303 第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく健康・福祉対策推進等事業</p> <p>（5）消費者等コールセンター事業 <u>令和7年3月3日付け健生衛発 0303 第1号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知</u>に基づく消費者等コールセンター事業</p> <p>（補助の条件）</p> <p>第7条 略</p> <p>（1）～（12） 略</p> <p>（13） 補助事業又は指導センターに関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。</p>

(15) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第1号から第12号までの条件を付さなければならないこと。

第9条 略

2 補助事業者は、第7条第7号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第7号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第12号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

4 略

附則

1 この要綱は、平成20年9月2日より施行し、平成20年4月1日から適用する。
2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条並びに第7条第5号、第6号、第8号から第11号まで及び第14号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 略

附則

この要綱は、令和7年4月16日から施行し、同月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年4月17日から施行し、同月1日から適用する。

別表第1（第2条、第3条関係）

基準額（生活衛生関係営業対策事業費（人件費））

(1) 給与を支給する場合

ア 経営指導員給与

(ア) 職員俸給

260,000円×別に定める人員×別に定める設置月数

(14) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第1号から第12号までの条件を付さなければならないこと。

第9条 略

2 補助事業者は、第7条第7号補助の条件ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第7号補助の条件ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第12号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

4 略

附則

1 この要綱は、平成20年9月2日より施行し、平成20年4月1日から適用する。
2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条並びに第7条第5号、第6号、第8号から第11号まで及び第13号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 略

附則

この要綱は、令和7年4月16日から施行し、同月1日から適用する。

別表第1（第2条、第3条関係）

基準額（生活衛生関係営業対策事業費（人件費））

(1) 給与を支給する場合

ア 経営指導員給与

(ア) 職員俸給

255,200円×別に定める人員×別に定める設置月数

(イ) 略

(ウ) 期末手当

給与法第 19 条の 4 の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額
ただし、期別支給割合については次のとおりとする。

6 月期 1.25 月

12 月期 1.25 月

(エ) 勤勉手当

給与法第 19 条の 7 の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額
ただし、成績率については次のとおりとする。

6 月期 1.05 月

12 月期 1.05 月

(オ) ~ (カ) 略

イ 非常勤経営指導員給与

職員俸給

260,000 円 × 別に定める人員 × 別に定める設置月数

ウ 事務職員給与

(ア) 職員俸給

202,700 円 × 別に定める人員 × 別に定める設置月数

(イ) ~ (カ) 略

基準額 (生活衛生関係営業対策事業費 (事業費))

(1) ~ (6) 略

(イ) 略

(ウ) 期末手当

給与法第 19 条の 4 の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額
ただし、期別支給割合については次のとおりとする。

6 月期 1.225 月

12 月期 1.225 月

(エ) 勤勉手当

給与法第 19 条の 7 の規定に基づき職員ごとに算定した額の合計額
ただし、成績率については次のとおりとする。

6 月期 1.025 月

12 月期 1.025 月

(オ) ~ (カ) 略

イ 非常勤経営指導員給与

職員俸給

255,200 円 × 別に定める人員 × 別に定める設置月数

ウ 事務職員給与

(ア) 職員俸給

165,600 円 × 別に定める人員 × 別に定める設置月数

(イ) ~ (カ) 略

基準額 (生活衛生関係営業対策事業費 (事業費))

(1) ~ (6) 略